

三原村立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
三原村教育委員会

## 目 次

1, 計画の趣旨・現状	3
2, 目標	4
3, 計画の期間	4
4, 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5, 関連する取組・今後のフォローアップについて	8

# 1、計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

教職員が児童生徒と関わり合い、教育効果をあげるためには、教職員の心のゆとりが不可欠である。ゆとりをもって、冷静に児童生徒と相對することで、児童生徒をよく見て理解し、適切なアプローチを行うことができる。また、授業づくりやノート点検・プリント点検・指導等についても、ゆとりがなければ、適切な対応はできない。

そのゆとりをつくるために必要と思われるのが、「働き方改革」である。その働き方改革には、主として二つのアプローチが考えられる。一つは「業務量管理により、心と体の適切な健康保持を促す方向」もう一つは「徒労感なく仕事に臨めるように、教職員の気持ちにやりがいをもたらすこと」である。

この計画で主に考えるのは、「業務量管理により、心と体の適切な健康保持を促す方向」である。

このことによって、教職員と児童生徒の効果的な関わり合いをつくり、大人も子どもも幸せな学校生活につなげていきたい。

## (2) 本村の現状

○小中すべての学校の職員会で年度初めに「働き方改革」についての協議をし、「定時退校日」「会議の効率化」「部活動を早く始める日の設定」「支援員さんによる支援の拡充」などに取り組んでいる。

○こうした取り組みの結果、本村における令和7年度前半（4月から7月）の教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下の通りであった。

### 【令和6年度～7年度前半の時間外在校時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	47：13	55.6	5.6
中学校	44：52	53.3	0

○時間外在校時間が45時間を超える割合が50%以上となっている。児童生徒の学習指導や授業の準備以外の項目についての負担感が大きくなっている。公務分掌の偏り

の解消や必要な業務の優先度の見直し等によって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出し、心のゆとりをもたらすことが必要であると考え

る。

○こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき本計画を策定するものである。

## 2、目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

### (2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上とする
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮による「児童生徒が登校したいと思える学校づくり」の実現を目指して、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
- ・教育職員のストレスチェックを実施し、高ストレスの割合について30%以下を目指す。

## 3、計画の期間

令和8年度から令和11年度

## 4、実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本村では本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### (イ) 学校以外が担うべき業務

##### ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

・各地域の実情を踏まえ、児童生徒が学校に登下校する時間帯に、「ながら見守り」（庭先から・バスの中で・バスの乗り降りの時できる見守り）を、「村の放送」や「お手紙」や「学校運営協議会・地域学校協働本部活動など」で、地域にお願いをしていく。

・スクールガードリーダーの見守りを、時間と場所を再確認してもらい、効果的な見守りにつなげる。

##### ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（3分類②関係）

・放課後から夜間における見回りについては、駐在とスクールガードリーダーが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

・令和11年度までに、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を、人員確保をもとに設置できるようにする。（例：＜教育関係＞教育長・次長・SC・SSW・保健師 など）

学校がスクールローヤーに相談できる道筋をはっきりとさせ、村の弁護士も含めて、当該苦情に対応できる体制を構築する。

#### (ロ) 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆小中双方に学校事務、または学校事務支援員がいる体制を構築する。

◆調査・統計等への回答（3分類⑥関係）

・校務支援システムの機能等を活用することによって、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

・学校事務体制の強化のため、小中双方に学校事務、または学校事務支援員を置き、令和11年度までに、村外の事務支援室との連携の仕組みも構築する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

・学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務については、地域開放部分については教育委員会が担当する。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

・令和8年度中に、原則、休日のすべての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和8年度中に部活動指導員の配置拡充等を進める。

（ハ）教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

・SC・SSW等の生徒指導関係の校内会議への参加が可能な会議日程を考え、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

・教育委員会内において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

・必要に応じて、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、可能な校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況をチェックし、活用率の向上につなげる。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和8年度中には全校で活用するようにする。

## (3) 教育職員の健康および福祉の確保に関する取組

教育職員の健康および福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して医師による面接指導を受けるように促す。
- ・11時間を目安とする勤務時間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を全校で100%にし、実施後の分析も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設定する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して所得の促進を促す。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に10日間以上の一斉休校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について、令和8年度中に検討を行う。

## 5, 関連する取組、今後のファローアップについて

・取り組みの着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、HP や村の定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。

・学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・時間外在校時間にかかる目標の達成状況については、県で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については県で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

・教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等もふまえて、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。

・保護者・地域住民の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

・各学校の学校評価の評価項目に、計画に対応した項目を設けることを推進し、保護者や地域住民等の学校関係者による評価を通じて保護者や地域住民の働き方改革への理解を促し、連携を進める。

・ R8 年 1 月 30 日最終調整